

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

岩手国民年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から同年4月まで

申立期間については、私が会社を退職したため、母が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずなので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った際、A市の職員が年金手帳にその旨記載したとしているところ、申立人が所持する年金手帳の被保険者となった日が記載されている欄には「平成9年2月21日」、「被保険者の種別」欄には「1号」と記録されており、同市では、平成の年号がゴム印で押されていることから職員が記載した記録であるとしている。

また、オンライン記録によると、申立期間については、国民年金の未加入期間とされているところ、申立人が所持する年金手帳では、当該期間は国民年金の第1号被保険者期間である旨の記載が見られることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の母は、平成7年7月以降、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってきたとしているところ、オンライン記録によると、同月以降、7回に及ぶ厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われている上、国民年金加入期間の保険料が全て納付されていることが確認できることから、申立人の母の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年12月まで
会社を退職し、実家に転居した昭和44年1月から父が私の国民年金保険料を納付してくれており、納付期間が空白にならないように申立期間についても引き続き納付していたはずなので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたはずだとしているが、申立人の父は既に他界しており、申立人の主張を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、A市作成の国民年金被保険者名簿によると、昭和44年度の検認記録欄には、検認年月日の記載が無く、同市では、当該名簿の記載内容から、同年度の国民年金保険料は未納と考えられると回答している上、申立期間に係る当該名簿の納付記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 60 年 2 月まで

私は、会社を辞めたら国民年金に入るようにしており、申立期間についても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、当時の記憶が定かではなく、具体的な状況は不明であるとしている。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金の「被保険者でなくなった日」欄には昭和 55 年 2 月 1 日、「被保険者となった日」欄には 61 年 7 月 21 日と記載されているところ、A 市作成の国民年金被保険者名簿には申立人の国民年金被保険者資格喪失日は 55 年 2 月 1 日と記載されており、同市において 59 年に導入された電算システムでは 61 年 7 月 21 日に再度、被保険者資格を取得した記録となっていることから、両者に齟齬は無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、昭和 45 年 3 月以降、A 市から転居したことは無く、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上のことを踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していなかったことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。